審議結果

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和4年11月14日(月曜日) 14時00分から15時40分まで

開催場所

県庁新庁舎9階 議会第5会議室

出席者

樋田 大二郎 青山学院大学教授【部会長】(リモート参加)

天野 潔 神奈川県書店商業組合事務局

新井 聡子 弁護士

石塚 智久 神奈川県公立中学校長会副会長

岸 真介 神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長

佐藤 大輔 神奈川県社会福祉協議会施設部会(リモート参加)

松田 良昭 県議会議員【児童福祉審議会委員長】

審議経過

(桶田部会長)

それでは、ここからは私の方で会議を進めていきたいと思います。

本日は、欠席のご連絡はありませんでしたので、出席委員全員ですので、児童福祉審議会規則で定める定足数、過半数を満たしております。

傍聴者につきまして、現在傍聴希望者はいないようですが、もし今後傍聴希望者がありました ら、随時、対応することとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、会議の公開についてですが、本審議会は「神奈川県情報公開条例第5条各号」いわゆる 個人情報に該当する事項等について審議を行う場合、および「審議会を公開することにより審議 会の公正、円滑な運営に支障が生ずる場合」を除き、公開することとされています。

本部会においては、昨年、優良図書の推薦にあたって個々の選考過程の部分については非公開とする整理を行いました。

本日は非公開となる内容の議題は予定されていませんので、会議全体が公開対象となりますのでよろしくお願いします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題については、お手元の次第にございますように、協議事項として、「重点的協議事項 の選定について」がございます。 また、報告事項として、「優良図書推薦について」、「有害興行の指定について」、「前年度立入調査実績等」、「条例・規則改正について」を予定しています。

ただ今から 16 時までの予定でございますが、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

まず、協議事項「重点的協議事項の選定について」事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局より資料1の説明)

(樋田部会長)

ありがとうございました。ただ今説明がありました重点的協議事項については、当部会の取組として、毎年度、時宜に応じたテーマを取り上げ、重点的に協議を行ってきたものでございます。 これに関し、事務局からは年度ごとではなく、部会員の任期である2年間を通じて、重点的協議事項を設定したいとの提案がございました。

これについてみなさまから意見を伺いたいと思います。本日は私の方から順番にどなたと御指名して発言をお願いすることは、座席の配置が分からないこともあり、難しいので、事務局から委員の名前を座席順に御指名いただいてよろしいでしょうか。

(天野委員)

入ったばかりで期間が2年とかわからないのですが、その都度重点協議があるのでしたら変えていくのが筋だと思いますので。

(新井委員)

例年結構具体的な協議事項をご提案いただいて、それを協議することを重ねてきたかと思いますが、特にこの2年間は子どもたちの在宅の生活が多く、どういうことが起こっているのか私たちもわからない状況が続いていましたので、昨年度、コロナ禍の子どもたちに対する影響を注視していく必要があるというのが皆様の意見だったかと記憶していますので、今回ご提案いただいた重点的協議事項はよろしいのではないかと思います。具体的なことは、これから情報収集していただいて、それに対し県として何ができるか、といったことはこれから決めていくことかと思いますので、そのあたりの情報収集と、私たちに対しての情報提供をしていただければ幸いです。

(石塚委員)

ここ数年のコロナ禍の影響は検討せざるをえないかと思いますので、コロナ禍での子どもたちへの影響や、近年の課題といったものをこの2年間で整理していくというのはよろしいと思います。

(岸委員)

本日もハイブリッドの開催になるなど、なかなかリアルな形で討論する機会もない状況もあるので、1年という期間でまとめることも難しいので、2年という期間で良いと思います。コロナ 禍の青少年への影響もこれからいろいろな形で具体的に出てくることかと思いますので、先ほど もあったように情報収集していただきながら、どういった問題があるよ、ということをきちんと 情報提供していただきたい、ということを考えると、2年という期間は妥当なのかな、と思いま す。

(松田委員)

コロナはパンデミックで世界中がこうした状況であり、おそらく社会構造も変わっていくのであろうという中、社会的弱者である青少年にはどういった影響があるか、ということを我々はトレースしていく必要があると思うので、重点的協議事項(案)は適切であると思います。

(佐藤委員)

現在のコロナの情勢を踏まえて、With コロナということを考えると、1年間での情勢がどのように変化していくのかということについて見通しが立たない状況ではあるが、2年間のスパンの中で情勢を開示しながらそれなりに対応していくことが大事であると感じています。

(樋田部会長)

事務局にお願いがあります。過去の重点的協議事項の説明と新しい委員の方に、会議の年間スケジュールの説明をお願いします。

(事務局)

はい。過去の重点的協議事項については、資料1下段から裏面にかけて、平成20年度以降のものが掲載されています。5年ごとの条例の見直し年度においては、令和3年度もそうですが、条例の見直しに関する要綱に基づく条例の見直しを重点的協議事項としております。その他の年度については、適宜その時に対策が必要と思われる事項を取り上げ、議論を深めていただいています。近年では「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について」「JKビジネス対策にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について」など、新たに生じる問題に対応して、その都度ご検討いただいてまいりました。

会議スケジュールにつきましては、今年8月に児童福祉審議会委員の改選が行われ、今回第1回目の部会開催になります。来年1月中旬から下旬に、後ほど報告事項としてご報告しますが、「優良図書推薦に関する審議」を中心とした第2回部会開催を予定しています。今年度の社会環境部会の開催は2回、来年度は8月頃、11月頃、1月頃の3回を予定し、合計5回の中で今回の重点的協議事項も併せて御検討いただく予定となっております。事務局からの説明は以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございました。年に2回ないしは3回の部会を開いて、その中で重点的協議事項を 協議していくということになります。

ふりかえると、コロナ禍の前から既に「オンライン環境」について協議をしてきたわけですが、 おそらくこの With コロナの時代にはオンライン上、あるいはこれまでとは違う空間上での問題が 出てくることも想定されるため、何が起きても大丈夫なように準備し、対応していきたいと思い ます。 今の段階で皆様の方から重点的協議事項について、(過去の協議事項を踏まえて) 何かございますでしょうか。

(各委員:特になし)

(樋田部会長)

それでは、特に無いようですので、提案どおりとしたいと思います。

「コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性」を向こう2年間の重点的協議 事項として選定して、今後議論を進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員: 異議なし)

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは次に報告事項に移ります。それでは報告事項1「優良図書 推薦について」事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局より資料2-1、資料2-2、資料2-3の説明)

(桶田部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたように、本部会の大きな役割の一つとなっている「優良図書の推薦」について、10月末で候補となる図書の申し出が締め切られ、次回部会で審議をするということでございます。

審議にあたっては、県立図書館で作成された予備調査報告書を基に、審査するということですが、やはり現物の確認が必要だということで、次回部会開催時に1時間程度試読の時間を設けたいということでした。

コロナ禍の中では、皆様にお集まりいただいての部会開催ができなかったことから、部会委員を小グループに分けて、事前に事務局と委員の間で候補図書の貸出〜返却を繰り返す形で順番に読んでいただく手法を取っていました。

今年度は委員の方に集合していただいて対面での部会開催を予定しているということですので、 コロナ禍前の従来の方法に戻すということでございました。

新しく委員になられた方にはイメージが作りにくいかと思いますが、今お集まりいただいた場所に山積みされた 40 冊~50 冊の推薦された図書を8グループ程度に小分けして事務局から各委員に渡されます。それを見て、手元のチェック表に読んで思ったこと、感じた事等を記入します。8 冊が終わったら次の8 冊という形で作業を繰り返します。1 冊につき3人以上の委員が目を通したところで終了とし、その後、協議にはいるという形です。これが従前の形で、これに戻したいというのが原案です。

委員の皆様からご質問、あるいはご意見などあればお願いいたします。

(天野委員)

決め方についてはそれでよいと思います。1点確認したいのですが、書店への広報についてはど のようにしているのでしょうか。

(事務局)

ポスターを作成して書店にお配りしています。

(天野委員)

神奈川県内の書店に3月頃郵送されているのか。例年組合の通常総会の資料に毎年掲載しているが、書店のポスターが見当たらず、書店に聞いてもポスターについて承知していないようだったので、質問しました。自分も書店を営んでいるが、見たことがないので確認をしてほしい。

(事務局)

送付先等確認いたします。

(新井委員)

試読をして、皆さんで意見交換するという、コロナ禍前の方法については異論ありません。例年これを読ませていただくのを楽しみにしているのですが、幅広い年代のお子様向けの本を分類していただいて、次々目を通させてもらいますが、毎回私自身にも勉強になり、今回も楽しみにしています。事務局に質問しますが、審査対象となる40~50冊の本というのは、特段審議会前には全くフィルターはかかっていない状態で審査会に届いているものなのでしょうか?というのは、毎年思っていることですが、自薦・他薦問わず審査対象となっており、自薦された図書では結構難しい本やマニアックな本も入ってきています。そこは自薦や他薦されたものがそのまま審議会にあがってきているのでしょうか、それとも何らかのフィルターがかかっているのでしょうか。

(事務局)

基本的にはあらかじめ事務局側での選定はしておりません。県立図書館ですべての図書について書評をもらい、それを審議会の委員の皆様にご覧いただき、最終的に決定していただくという方法を取っています。

(石塚委員)

審査をするということは試読をしなければならないわけで、それを一人が 40~50 冊をすべて読むことは無理があるわけで、県立図書館で作成した予備調査報告書を基に審査することは良いと思います。加えて、すべてではないが、委員で分担して試読するやり方、コロナ前のやり方に戻すというのは、よろしいと思います。

(岸委員)

試読等の方法については毎年そのような方法でやられていたのであれば、良いと思います。それから、今回、初めてなので教えていただきたいのですが、選定要件の基準で「厚労省が選んだ文化財以外を選ぶ」。推薦の要件で「本県とかかわりの深い内容のみを審査対象とする」これだけ

見ると厚労省が選んだものはダメだし、神奈川県と関わりのないものもよろしくないということになる。この辺の経緯や考え方をお聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

国の選定したものは重複しないようにということでいったん除外しているのですが、国が選定しているものでも、特に本県と関わりの深いものであれば、二重に選定しても構わないという扱いになっています。国と県で二重に選定する場合のみが「本県と関わりが深いもの」を要件とし、それ以外の児童の健全育成に資する書籍については特に本県と関わりがなくても推薦します。

(岸委員)

では、「神奈川県にあまり関わりがないからダメ」といったことはあまりこだわらなくてよいという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(松田委員)

基本的にはこの方向でよろしいと思います。資料2-3に1号、2号、3号と各様式がありますが、前回も、これはもう少し変えてもよいのではないかという意見があったように記憶しています。同じような内容が重なってしまったりポイントが見えなくなったり、特に3号の予備調査報告書については、もう少し考えを進めてもよいのではないかと思いますので検討をお願いします。全体としては推薦を依頼する申し出の中にもありますが、優良文化財の推薦については図書だけでなく映画や演劇などもある、そういうものへの対応もしていかなければならないと思っています。

(佐藤委員)

私も推薦の手法については特に異論はありません。去年も、予備調査報告書の中で選定にあたっての基準該当性に関して話題があったことは記憶しています。

(樋田部会長)

ありがとうございました。皆さんからのご意見、ご質問のうち、天野委員からの質問で、本屋さんへのポスターの配布についてはどうなっているのかということについては、事務局で調べて次回までにご報告してください。また、方法に関しては従前の方法に戻すのですが、第8波がどうなるかということもありますので、ある程度柔軟に対応していただければと思います。それでは事務局案の通りに推薦事務を進めていくということでよろしいでしょうか。

(各委員: 異議なし)

(桶田部会長)

ありがとうございました。次回の部会では、実際に推薦図書について審議していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。素敵な楽しい時間になりますので、ご期待いただいてよろしいかと思います。よろしくお願いします。

次に「2 有害興行(映画)の指定について」事務局から説明をお願いします

(事務局より資料3の説明)

(樋田部会長)

ありがとうございました。これについて、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、 簡単に私の方から説明しますが、足りない部分ありましたら松田委員に捕捉をお願いします。

何年か前に有害興行を上映している映画館等にも実際に訪問したりもしました。有害興行に該当する映画を上映している映画館は現在神奈川県に一つだけしか残っていませんが、そこで上映しているものについては、有害興行の指定をしていく必要があるだろうということ、および神奈川県の映画を上映する関係者に聞き取りを行ったところ、このシステムがあることによって保たれている事や、ルールの状況というものがあるのでとても大事なことだと伺いました。リモートからの説明なので分かりづらい部分もあるかと思いますので松田委員補足をお願いします。

(松田委員)

部会として現場に行きまして、場内にも入って感じたことは、巷間言われているようなものではなく、愛好者の方々が平和裏にしている方々が多数いるのだなという認識を持ちました。そういう意味では、今お話があったとおりこのシステムをなくすことではなく、ルールを守っていく、そういう使命も持っているという認識でおります。

(桶田部会長)

ありがとうございました。この報告事項について御質問等ありますでしょうか。事務局お願い します。

(各委員:質問等なし)

(樋田部会長)

質問等特にないようですので、次の報告事項にうつりたいと思います。「3 前年度立入調査実績等」について、事務局から説明をお願いします。これについても新しく委員になられた方もおりますので、少し詳しく説明をお願いします。

(事務局より資料4の説明)

(樋田部会長)

ありがとうございました。事務局への確認も含めて、青少年保護育成条例に基づいて立ち入り 調査の必要が認められているということでよろしかったでしょうか。新しく委員になられた方は この青少年保護育成条例という言葉をこれから頻繁に聞いていくことになると思います。この社会環境部会は「青少年保護育成条例」を守ったり、良くしていくための協議を行う場でもあります。これは戦後すぐの頃神奈川県からスタートした制度で、当時の神奈川県の状況に対して県議会の皆さんがかなり危機意識と意欲を持って取り組んでいただいたと聞いております。これについても松田委員から補足をお願いします。

(松田委員)

今、お話が合ったとおり昭和 29 年に、戦後 10 年目で日本も落ち着いてきているのですが、青少年に対する様々なプレッシャーがあるという状況の中、神奈川県議会が全国の議会初、議員提案条例で、青少年保護育成条例を議員同士議論しながら立ち上げたものです。それは子どもたちを守ろうという精神を基本に、心根や思いは将来に残る素晴らしい条例だと思っています。議員提案条例はそれほど多くは無いのですが、我々の先達がそれを作り上げたことは我々議会に名を連ねるものとして今でも誇りに思っているところです。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは話を戻しまして、立ち入り調査実績の報告について御質問 等ありますでしょうか。

(天野委員)

一番最初の、書店に対しての陳列区分に関しての説明会があった時には、確か違反者に対しての「罰金」といった説明があったかと思いますが、それは今はなくなったということでしょうか。

(樋田部会長)

第 10 条に有害図書類の指定及び販売等に関する項目があって、「誰でも有害図書類を青少年に売ったり、見せたりしてはいけません(10万円以下の罰金)」と先ほど説明したしおりには書いてあります。おそらくそういう金額だったのではないでしょうか

(事務局)

11条に(有害図書類の陳列場所の制限)がございます。これには段階がありまして11条の第2項になりますが、陳列が適切ではない場合には陳列の方法又は場所の変更その他の必要な措置を知事が勧告することになっております。この勧告に従わない場合に今度は命令を行い、さらにそれに違反した場合は11条の第3項の規定による命令に違反した者には30万円以下の罰金となっており、一応罰則の規定はございます。

(天野委員)

罰金を設けたことは1回も無いということですか。

(事務局)

確認しますが

(天野委員)

私もその説明会に事務局として参加した後、自分の書店もそういったものを扱っているので、 指導する立場である手前、その次の月に10数万円をかけて仕切りを作りました。見えないように しろと言われたが、見えなくすると万引きが心配になるので、ガラス張りにしたところ、ガラス 張りではダメだといわれたことがあります。陳列区域さえ分けて囲いもしていれば、よいと思っ ていたが、今年そういった指導を受けたようです。解釈が難しいとは思うのですが。

(事務局)

個別の店舗の状況については、具体的な店舗の場所等お知らせいただければ、後ほど確認ができると思いますので、別途ご相談ください。

(松田委員)

数字を見ていて、()内は令和2年の数字という説明でしたが、例えば、書店等は令和2年は68件だったが令和3年17件ということですね。

先ほどはコロナ禍において規制をかけたとの説明だったが、令和2年は緊急事態宣言もあり令和3年同様コロナでかなり規制がかかっていたと記憶しているが、令和2年から令和3年にかけて 1/4 に落ちるということは何か違う要素があったのか?他の項目でも令和2年から3年にかけて落ちているものが多い。必ずしも件数が多ければいいと考えてはおらず、効率的なものがあればよいと考えているが、そうした説明がないと、数字が独り歩きしてしまうので、いかがかと思う。

(事務局)

書店の立ち入り調査件数について、令和2年度の件数が多いことについては、本来青少年指導員にお願いしている実態調査を県職員が実態調査を行ったことによります。

立ち入り調査は前提として実態調査を行い、少し怪しいと思われるところに対して実施する というものになりますが、令和2年度については実態調査自体はできていた、しかし令和3年 度は実態調査自体が絞られたことにより全体の件数が落ち込んだことになります。

(松田委員)

そうした状況は分かりますが、先ほどの説明では「コロナによる」としか説明がなく、数字 を羅列しただけではなく、そうした社会環境実態調査を背景としていることについても付言し なければならないと思います。

(岸委員)

参考になるかわかりませんが、今年はドラッグストアも調査対象になっていて、そうした調査結果も今後、県の方で立ち入り調査するかしないかの判断の元になってくるのかなと思います。

(樋田部会長)

この報告事項について、ご質問等については以上ということにさせていただきます。 続きまして「条例・規則改正について」事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料5の説明)

(樋田部会長)

この件について、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員:特になし)

(樋田部会長)

特になしとさせていただきます。以上で予定した議題は終了しましたが、他に何かあれば、ご 発言をお願いします。

(事務局)

事務局から、先ほど天野委員からご質問いただきました、昨年度の優良図書ポスターにつきましては3月に書店は250店舗、複合店173店舗、合計423店舗に発送しております。

(天野委員)

組合の質問ではなく本屋としての質問でもよいですか。鳥取県で8月に三才ブックスというところの発行の「裏グッズカタログ」だとか「アリエナイ工作事典」だとかいった書籍が有害図書に指定され、アマゾンが一切販売を中止したんですよね。それで三才ブックスが鳥取県に対してどうしてこれが有害図書なのか、有害な箇所がどこかといったことを質問したようなのですが、鳥取県では明確に答えられなかったようです。そういう本を選定したためにアマゾンで販売中止されるような、そのようなことがあり得るのでしょうか。

(事務局)

神奈川県では有害図書に関しては、具体的な本を指定する「個別通知」と、こういうものが有害図書に該当するということを例示する「例示通知」があります。県がこれまで出してきた通知の主なものは例示通知で、個別に通知しているものはここ5年程ありません。過去には「マリファナ・X」だとか、「完全自殺マニュアル」とか社会的に有名になった図書について個別に有害図書として指定したことがありますが、最近では行っていません。

(天野委員)

ハガキでの通知はなくなったのですよね。

(事務局)

先ほどの立入調査とも関係があり、令和2年度の立ち入り調査の件数がとても多かったと思い

ます。実は、県職員が神奈川県内の書店おおむねすべてに入らせていただき、有害図書の取り扱い状況などを調査しました。昔に比べ有害図書の取扱店舗が減っていることと合わせて、例示通知の有用性についても併せて鑑み精査した結果、今のところ例示通知については休止している状況です。もちろん社会を騒がせるような本が出れば今後個別通知や例示通知を出すこともあります。

(天野委員)

いただいていたものをよく見ていましたが、結局、月刊誌の○月号という内容であり、いただいた時にはもう店頭にはないことが多く、発行から2、3か月後に通知が出た時期にはもう次の号が発行されていたりしているのですよね。

(松田委員)

先ほど書店は 250 店という話ありましたが、組合に入っている書店と入っていない書店とでは 入っていない書店には連絡がつきづらいのでしょうか。

(天野委員)

法人一つで1店舗と数えますが、県内の組合員は140店舗です。組合員以外には一切連絡ができない状況ですが、現在組合に入っていないと本が入って来ないなどの状況はなく、強制はできない状況です。組合費を徴収して組合という形態をとっている関係上、議員連盟などでも「書店を支える会」のようなものを立ち上げてもらい様々活動してもらっているが、キャッシュレスなどへの対応もあり、本屋の儲けがあまりない中で、キャッシュレスの手数料の負担も大きく、我々書店にとっては厳しい状況です。

(松田委員)

かつて有害図書の問題で自動販売機の問題についても議論しましたが、現状これだけネットや SNS などが拡大する中で書店さんもお困りかと思います。 有害図書廃止とかそういったことになると 書店さんにもご協力をいただかないといけないと思いますのでよろしくお願いします。

(天野委員)

そういった本を扱っているのは小さい店舗だと思いますが、私のところがその一つです。版元にとっても置いてもらえる実店舗がなくなっていて、版元にとっても厳しい状況となってるようです。これだけアマゾンとか発達しているなかで、我々書店の仕入れ方法は100年以上前と同じで、東京の出版社に注文してから店舗に届くまでに10日~2週間かかるのです。

(松田委員)

だからこういう有害図書のシステムもどんどん地にもぐってしまい、見えなくなってしまうのですね。またみんなでどんどん考えていきましょう。

(桶田部会長)

よろしいでしょうか。そもそもの部分が解決していなかったと思いますが、もしかしたら上手に優良図書の情報が、書店に伝わっていない可能性もありますので、その辺も事務局には確認していただき、良い本を書く作家さん、それを売る書店さん双方がもっと元気になっていくような願いも込め、優良図書をどうやって広めていくのか、もし広めることに支障があるのでしたらどのように解決できるのか検討していただければと思います。

(事務局)

承知しました。

(樋田部会長)

ほかにないようでしたら、最後に次回の日程ですが、事務局ではいつ頃を考えていますでしょうか。

(事務局)

はい。次回の日程につきましては1月中旬から下旬を考えておりますが、後日改めて日程を調整させていただきたいと考えております。

(桶田部会長)

次回は1月中旬から下旬ごろを予定しているとのことです。あらためて事務局で調整させてい ただくとのことですので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたる御議論、大変お疲れ様でした。

以上